

2026年版

各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

－ 中東編 －

(2025 年 11 月～2026 年 2 月実施)

2026 年 9 月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局： 日本機械輸出組合

目 次

8. 中東地域

GCC	1	オマーン	12
アラブ首長国連邦	2	カタール	14
イエメン.....	4	クウェート.....	15
イスラエル	5	サウジアラビア	16
イラク.....	6	トルコ.....	20
イラン.....	11		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	原産地証明	・GCC諸国間の輸入税免除及び対外統一関税5%が設定されており、GCC(湾岸協力会議)諸国(UAE、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビアの6カ国)の産業保護育成のため、関税免除の場合、政府の発行する原産地証明が必要。	新規	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	適合性評価の重複	・湾岸諸国（GCC）地域の統一的な製品安全規制を規定するGCC低電圧機器技術規則が導入されているが、当該規則の対象である機器（家電製品）に対し、UAEでは国独自の適合性評価制度が課されており、GCC低電圧機器技術規則（試験および登録）とは別に、国の認証取得が要求されている。GCC低電圧機器技術規則の対象範囲はIT機器・AV機器へ拡大することが予想されており、適合性評価の重複により、産業界の不要な負担が拡大することが懸念される。 本件は、これまでも提案しているものの改善がみられない。 →改善なし。	継続	・加盟国各国の規制をGCC低電圧機器技術規則に整合させ、GCC低電圧機器技術規則の対象製品に、国独自の適合性評価（強制認証など）を課さないでいただきたい。	・BD-142004-01 Gulf Technical Regulation on Low Voltage Equipment and Appliances(電気安全およびEMCに関するGCC技術規則)
2	日機輸	不合理な製品安全規制	・2016年7月1日より湾岸低電圧機器および電気製品技術規則が強制実施されたが、その後、規則に規定されていない要求が当局指定の認証機関宛に連絡され、その認証機関宛の連絡内容（要求）が、官報公示など公式連絡がないまま、認証機関により強制適用されている。加えて、その適合実施に対する十分な移行期間も設定されていない。 ・認証書有効期間にも関わらず、適用規格の更新があった場合、適用規格の更新対応が要求される。	継続	・追加要求は規則を改正し、その改正内容を公示して広く意見を募集後、対応が可能な移行期間を設定しに実施をする。	・Gulf Technical Regulation for Low Voltage Electrical Equipment and Appliance ・The maintenance of the validity of G-Type examination certificates
3	日機輸	不合理な製品安全規制	・SASO 2885:2018を基準とした洗濯機の省エネ性能規格の採用の動き。一部のメンバー国では強制的省エネ規格が存在するが、GCC全体でSASO規格を洗濯機の省エネ性能基準やラベルを強制、統一しようとしているのか、意図が不明。	継続	・早期の情報提供を要望。 ・GCCで採用する規格は国際基準に整合させた基準を採用してほしい。	・SASO 2885:2018
4	日機輸	二重規制、国際規格採用の不合理	・湾岸諸国基準認証統一に伴い、2016年7月1日より湾岸低電圧機器および電気製品技術規則が強制実施されたが、各加盟国の現行規則へも適合が要求され、二重の適合性評価を要求される。 ・本湾岸技術規則において、適用規格はIECの最新規格を引用しているが、その採用において最新規格発行後、1年の適用猶予期間が設けられることになったが、1年の適用猶予では最新規格の試験を実施できる試験所が不足する。 ・全適用規格の公表がされないため、適用規格判断が困難。	継続	・規制対象製品に対して、本湾岸技術規則施行後は、各加盟国の現行規則への適合義務は失効とする。 ・IEC最新規格を適用規格として採用する際は、適用に際し旧規格との十分な移行期間を設定する。 ・適用規格リストを公示する。このとき、旧適用規格と新適用の適用への移行期間も明記する。	・Gulf Technical Regulation for Low Voltage Electrical Equipment and Appliances

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	外資出資規制	・多くのGCC諸国において、徐々に緩和が進んでいるものの、いまだに外資出資規制が行われており、販売拠点進出の障害となっている（商業資本外資独占投資に制限がある）。 2020年11月23日に、UAE会社法の改正が発表。 2021年6月1日より、UAEで新会社法が施行され、例外規定を除き、オンショアで外資100%資本の会社設立が可能となったが、弊社に必要な卸売り・小売りは例外規定に含まれている。また代理店保護法は存続しており、以前締結をした独占契約は有効であるため、事業活動範囲に制約が生じている。	継続	・販社として機動的な販売活動を実現するため、外資規制のさらなる緩和及び代理店保護法の撤廃をして欲しい。	・ Agency protection law ・ 代理店保護法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	特定品目に対するアンチ・ダンピング関税の実施	・ GCC-Bureau of Technical Secretariat for Anti Injurious Practices in International Tradeは、中国からの1000ボルトを超えない電圧の電気コネクタ、スイッチ、ソケット、プラグの輸入品（中国を原産地とするもの、または中国から輸出されるもの）に対し、確定的なアンチダンピング関税を課した。 参照：2024年8月20日を日付とする47号公報による通告。アンチダンピングの税率は11%～42%で、既存の関税率に上乗せされる。	継続	・ アンチダンピング措置への対応策の検討、価格精査、申し出をするための十分な準備期間を与えとともに、自由貿易を阻害するような措置を撤廃していただきたい。	・ Announcement Vide Gazette #47 volume referring dates as 20 Aug 2024
2	日機輸	非課税限度額制限	・ 日本郵便EMS便受付停止の際の代替輸送として国際宅配便（DHL社）にて運用を行っているが、同制限により制度利用による個人消費輸入品の大半が課税対象となることと、輸入国側検査における手続き費用が別途発生する。また、輸入通関手続に日数を要する。 尚、個人消費輸入品の大半が日本国内販売を基準としているため、海外輸送における通関必要書類（正式書類）を入手することはほぼ皆無である。 ※個人消費輸入は同書類を入手できない限り不可となる。	継続	・ 個人消費輸入品の免税措置。 ・ 会社制度利用の個人消費輸入品への簡易通関措置。	・ 非課税限度額制限 ー2022年12月よりAED1,000からAED300に引き下げ。 ー法人宛、個人宛問わずAED300を超える貨物は正式通関の対象となる。 ー輸入通関も厳格に厳しく内容を審査されていく。
8. 知的財産制度運用						
1	時計協	税関での水際取締にかかる問題点	・ UAEは中近東におけるハブ港である。税関検査は、UAE国内貨物のみしか行なわれない。	継続	・ トランジット貨物を含めた差止めを望む。	
2	時計協	不正・不良輸入業者の常習犯化	・ 差別的な法令運用、通関・流通手続きの可能性がある。 日本企業は正規流通させるため、法令・規則に従って原産地証明やUAE版RoHSなどの必要書類添付の上手続きをしているのに対し、違法商品が必要書類もなく流入・流通している実態がある。 区分番号は8(知的財産制度運用)にも該当。	継続	・ 税関を迂回する密輸行為も含め、合法的に活動する企業を保護するために、違法商品を取り扱う流通業者や小売業者を取り締まって欲しい。 ・ 密輸を防止してほしい。	・ 商標法 ・ 意匠法 ・ 通関手続き ・ 国境管理
3	時計協	商標権取得に係る費用全般の問題点	・ UAEの領事館認証費用（委任状認証1件当り12万円）が他国の同費用に比較し格段に高すぎる。	継続	・ 領事館認証費用の引き下げ。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4	時計協	商標権取得に係る費用全般の問題点	・UAEの商標オフィシャルフィーが2015年5月より大幅値上げされ、登録料US\$2,720、更新料US\$2,720となったが、他国と比較し高すぎる。	継続	・商標オフィシャルフィーの引き下げを望む。	
5	日機輸	商標権変更申請手続の遅延	・商標の変更申請（住所変更、名義変更など）の手続きに時間がかかりすぎる（5年以上経過しているが終了していない）。	継続	・変更申請手続きの迅速化を要望する。	・商標法など
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	医機連	歯科材料の輸入に対する要求事項の不透明さ	・医療機器登録時のクラス分類申請後の手続きが不明瞭で、医療機器としての登録要否、登録完了の確認が取りにくい。薬事コンサルへ調査を依頼したところ、「実際には多くの業務用機器はUAEでは登録が免除されており、出荷ごとの輸入許可証のみが必要。これは規制で明確に定義されておらず、最終的には当局の裁量に委ねられているため、一般的に製造業者に対し、特定の製品に関連する規制上の経路を明確に確認するために、分類書を申請することを推奨している。」という回答を得た。	新規	・要求事項を規制で明示して欲しい。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	時計協	環境法規制の乱立	・環境法規制については、各国が独自の規制および義務を展開しており、グローバル対応が非常に難しい。実効性のない規制が多い。	継続	・法規制のグローバル統一化。	・環境法規制
16. 地域紛争に起因する問題						
1	日機輸	イラン情勢悪化に伴うUAE向け輸出入の遅延・停止リスクの増大	・ホルムズ海峡閉鎖によりドバイへの運搬ができないことから、販売への影響が大。中近東各国への直接搬入と、弊社ストックヤード（UAE・ドバイにストックヤードが存在し、ストックを中近東地域各国へ販売する流れ）から各国への販売ができない状況。	新規	・ホルムズ海峡の安全な海上運搬の確保。	
2	JEITA	地域紛争に起因する銀行口座・送金チェックの厳格化	・中東紛争勃発後、UAE銀行による送金チェックが厳格化し、二次顧客や三次顧客の間では送金差戻しや口座凍結などが発生している。当社への直接的な影響としては、銀行コンプライアンスチェック（KYC)のための提出書類が増え、口座維持承認まで時間がかかり、従業員への給与支払いが数日遅れる事態となった。	継続	・マネーロンダリング防止やテロ資金供与防止が目的というのは理解するが、UAE銀行当局には、通常の商業活動が滞らないようチェックの簡素化・迅速化・効率化をお願いしたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
16. 地域紛争に起因する問題						
1	JEITA	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・ 船便の遅延は、自社製品ならびに購入材料の納入遅延につながり、お客様、自社の製造ラインがストップする懸念がある。 紅海周辺でイエメンの武装組織フーシ派などによる船舶への攻撃が引続き懸念され、欧州とアジアを結ぶ海上物流に大きな影響が出ている。 スエズ運河経由からアフリカ大陸の喜望峰回りへと迂回を強いられている。	変更	・ 船便航路の安全確保。 ・ 航路遅延の情報提供。	
2	日農工	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・ 中東紛争の為、スエズ運河路線から希望岬路線へ変更。燃料費の高騰と船足が長引く事態が発生しており、中東の安定化とスエズ路線復活を希望する。	継続	・ スエズ運河路線希望。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	自工会	日・イスラエルEPAの未締結	・日・イスラエルEPAの協議が開始されていない。	継続	・EPA締結国との競争力を確保するために、日・イスラエルEPAの早期協議開始、締結を望む。	
2	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
3	時計協	輸入許可	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	日商	紛争による販売・納入・回収リスク	・紛争および紅海封鎖により、需要減・輸送期間長期化問題あり。	新規	・紛争終結。 ・紅海正常化。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	輸入に係る外資規制	・イラク商業代理店法が2017年11月13日に改訂され、今後運用が開始される可能性がある。当該法の下では、100%イラク資本の企業のみ商品輸入が認められる等、イラク国内企業とのジョイントベンチャーにとっては、ビジネスストラクチャーの変更や、延いては撤退を迫られる可能性がある。	継続	・イラク商業代理店法については当局との検討の機会を通じ当社案を申し入れている。	
2	日機輸	外資への出資比率規制	・現行のイラク会社登記法においては外国企業による出資比率が49%までに設定されている。イラク国内の産業振興、事業拡大を推進していく中では当該規制がはその成長阻害要因になっている。	継続	・外資規制の撤廃の検討をお願いしたい。	
3	日機輸	対外送金規制による配当送金の遅延	・現地通貨で蓄積した利益を海外株主へ配当する場合、中央銀行が管理する為替兌換プラットフォームを経由する必要があるが、対外送金規制により、利益処分対象年の納税証明書が要件となる可能性がある（銀行は斯様に解釈運用している）。このため、利益処分が最短でも翌年の秋になってしまう。	新規	・株主としての権利である利益回収が滞ることのないような運用となるように銀行を指導いただきたい。	
4	日機輸	Liaison Officeの不在	・在イラクの当社事務所の活動はLiaison Officeとしての活動に限定されているが、イラク会社法上にはLiaison Officeに該当するステータスが存在しないため、便宜的にBranchのステータスで登録されている。一方、Branchとして過去4年間に商取引の実績が無い場合には、Company RegistrarはBranchの登録を更新しない、さらにはBranchの閉鎖を命令できるとしており、混乱が生じている。	新規	・商取引の実績がなくてもBranchの登録を維持できるように規則を改訂して欲しい。若しくは、会社法上でLiaison Officeのステータスを新設して欲しい。	
5	日機輸	クルド自治区のフリーゾーンに関する法制度の未整備	・クルド自治区では、イラク中央政府管轄地域のようにフリーゾーン取得要件が明確でない。2015年より陳情を行っているものの未だに法整備がなされていない。	継続	・フリーゾーン取得要件について法整備をして頂きたい。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	関税タリフ登録における恣意的な運用・手続遅延	・関税タリフ登録について、以下の問題がある。 一特に中央・南部での関税タリフ登録にて混乱・時間を要するケースが続く。 関税当局は、①正規輸入者からの提出情報（価格リスト・Invoice）と、②市場にて得た情報、を参照するとのことながら、非正規輸入者によるInvoice情報の採用や、根拠が不明なタリフ設定、あるいは単純に前年の登録情報（車両価格が下がっているにも関わらず）を参照するケースが発生している。 ークルディスタン地域政府（KRG：Kurdistan Regional Government）での輸入関税タリフとの運用とも異なっており、南北におけるタリフの差により、最終的な市場への販売価格の不均衡にも繋がっている。直近一年間ではタリフの統一化の動きはあるが、ハイブリッド車等の新モデルのタリフ登録には依然時間を要している。 ー輸入の際に『放射線検査料』や『イラク復興支援費』等の項目で1台あたり数百ドルの費用が徴収されている。	変更	・明確な基準の提示(例えばカテゴリー毎にタリフを設定するなど)及び運用をお願いしたい。 ・また、手続きの迅速化をお願いしたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2	日機輸	通関手続の煩雑、ハードデータのみの受付	・イラク中央政府管轄地域では、車両通関時にイラク大使館による貿易査証付きのコマーシャルインボイスと原産地証明書のハードデータが必要。但し、当該書類を貿易省が紛失したことで輸入通関が出来ず、また再発行手続き期間中の港での保管料を徴収されたケースあり。	継続	・関連省庁・組織内での連携強化と標準作業手順書の策定、そしてオンラインでの迅速な更新をお願いしたい。デジタル化の動きを加速させて欲しい。	
3	日機輸	輸入通関での船積関連書類の査証要求	・輸入通関の為に各船積関連書類に出荷国のイラク大使館での査証を取得することが求められており、イラク大使館での査証取得に一定の期間がかかることにより、本船がイラクに到着しても船積書類が間に合わず現地港での在庫費用が発生しそれを請求されるケースが多々あり。	継続	・船積書類への査証取得に際し、輸出国側での査証取得の要件を厳格化し、イラクの輸出規制・法令に準拠した輸出品、輸出車のみを発行してもらいたい。	
4	日機輸	輸入通関のイラク政府内連携不足	・イラク中央政府管轄地域では、車両通関時にイラク大使館による貿易査証付きのコマーシャルインボイスと原産地証明書の事前提出が必要。査証データはイラク大使館商務部⇒貿易省⇒財務省⇒関税局の順に情報がシェアされるのだが、関連省庁・組織内での取り回しと連携の悪さから最終確認者である関税局側で認知されておらず、輸入通関が1か月ほどできなかったケースあり。その際、港での保管期間超過料まで徴収された（2021年度も同様の事態発生）。	継続	・関連省庁・組織内での連携強化と標準作業手順書の策定、そしてオンラインでの迅速な更新をお願いしたい。	
5	日機輸	放射能検査の不透明、未周知	・中央政府計画省の説明では「船積み前の放射能検査は不要。本国到着時に全国境で放射能検査を実施している」とのことだが、各官公庁との契約の際は、放射能検査証の提出を求められる場合が間々ある。また、完成車輸入においては国境における放射能検査名目でIQD100,000/台が請求されている。	変更	・各官公庁間で船積み前の放射能検査は不要とする(サプライヤーからの証明書提出が不要である)運用を徹底頂きたい。 ・また、全国境における放射能検査そのものの必要性、撤廃の可能性についても検討して頂きたい。	
6	日機輸	認定第三者検査機関による検査義務	・石油省の規制により、イラクへの製品輸入にあたり、製造国での第三者検査機関による検査が必要とされているが、認定されている第三者検査機関が正式な通達等もなく変更されることが度々あり、契約履行に影響を来すケースあり。	新規	・認定第三者検査機関を固定して欲しい。 ・また、変更がある場合は正式な通達を発行して欲しい。	
7	日機輸	環境配慮車両輸入時の優遇措置の撤廃	・2026年1月1日より、連邦政府にて新たな関税表が施行され、ハイブリッド車両(HV)と電気自動車(EV)の関税は免税から内燃機関車両と同様の15%が適用される旨が示された。従来は、環境に配慮した商品を流通させるという国家方針と税制が一致していたが、本施行はパリ協定における国別削減目標とも逆行するものとなっている。	新規	・自動車代理店としての環境に対する責務を全うすべく、環境配慮車両の拡販を進めるにあたっては、ハイブリッド車両への優遇措置は継続願いたい。	
8	日機輸	輸入車両への製造者ラベル貼付の厳格・運用の不明瞭	・2026年1月より、車両情報を記載した製造者ラベル貼付の運用が厳格化し、運用につきCOSQC（Central Organization for Standardization and Quality Control: イラク計画省管轄の標準品質管理機構）に照会を継続するも、運用プロセスが不明瞭であり対応に苦慮している。	新規	・製造段階での対応、もしくは製造者側での対応が求められる事項であり、対応には時間を要するため、的確且つ事前の通達を願いたい。	
9	日機輸	GSOに準拠していない非正規車両の流入・横行	・イラク連邦側への自動車の輸入に際して必須となっている原産地証明を取得するためには原則GCC標準化機関（GSO: Gulf Standard Organization）に準拠している必要があるが、運用が厳格になされておらず、イラクの使用環境に適していない非正規車両の流入が継続的に横	新規	・イラクの使用環境に適していない非正規車両の輸入規制の設定をお願いしたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			行している。 斯様な非正規車両の流入は弊社のような正規代理店（日本からの直接投資会社）の事業への悪影響のみならず、イラク国民の安全と、提供されるサービス品質の大幅な棄損に直結している。		・また、当該規制の厳格運用の徹底、啓蒙。	
10	日機輸	中央政府管轄地域とクルド自治区の物流困難、通関手続の煩雑	・現在、クルド自治区及びイラク中央政府管轄地域間での車両輸送が困難。これは、適合する法規やマニフェスト、輸入関税、Tax等が異なること、輸入前検査の違い等々に起因するもの。 また、関税について、クルド自治区（KRI）ではUSD建て、連邦政府側ではIQD建てとなっているなど、通関時の必要書類、支払い通貨等に大きな差がある。	継続	・円滑な物流が可能となるような両地域における省庁間での融通、柔軟な対応をお願いしたい。特に、マニフェストの統一、原産地証明及び査証書類の厳格運用、放射能検査の撤廃をお願いしたい。	
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	クルド自治区での輸入代金の対外送金不可	・2025年12月より対外送金規制が厳格化され、輸入貨物代金の決済に際しては事前通関システムにて申告されたもののみが可能となった（事前申告されていない場合、銀行は決済に応じることができない）が、クルド自治区では当該事前通関システムが批准されておらず、結果として輸入代金の決済ができず、深刻な影響が生じている。	新規	・イラク連邦政府とKRG間の係争により通常の経済活動が停滞することのないよう、両政府には配慮頂きたい。	
5. 税制						
1	日機輸	Withholding TaxのExemption手続の煩雑	・源泉徴収税（Withholding Tax）のExemption手続きにおいて、本来輸入者がExemptionの対応をすべきであるところ、輸出者にその責を負わせられるケースが散見される。	継続	・Withholding TaxのExemption手続きは輸入者が責任を以て対応すべきものであるということに就いて、税法を明確にし、その運用を徹底して欲しい。	
2	日機輸	法人税の算定基準・運用の不明確	・損金不算入について、費用認識に関する明確な基準が無く、毎年異なった見解・解釈が提示され、年度末の会計処理に支障が生じている。また中央とクルド自治区（KRI）それぞれで指摘内容が異なることもその要因の一つ。 また、法人税について、他社は連邦政府側とKRIの両地域で事業を推進しているが、KRI側からはKRIでの営業活動に関する法人税の納税を求められる一方、連邦政府側からはKRI分を含む会社全体の法人税の納付を求められたうえに、過去のKRIにおける所得の申告を意図的に秘匿したとして懲罰を課す意向までも示された。首相府アドバイザーやTax Reform Committeeの助言も得て罰則は回避できる見通しなるも、依然として2024年の納税証明書が発行されず、事業運営に必要な対外手続にも支障が生じている。	継続	・明確な基準の提示徹底、運用をお願いしたい。 ・法人税の二重課税のような大きな混乱が起きないような基準の設定、運用の徹底をお願いしたい。	
3	日機輸	予告なき税制改正	・税制改正（課税強化）により、2016年から非居住者であるGMに対して予告なくみなしの個人所得税が賦課され始めた。 ーみなし所得額：IQD2,000,000/月×12ヵ月＝IQD24,000,000 ー課税税率：10% ーみなし税額：IQD2,400,000＝USD2,000	継続	・税制の変更に際しては、十分な対話機会と周知期間を提供して頂きたい。	
6. 雇用						

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日機輸	従業員の現地化比率の引き上げ	・2022年12月にクルディスタン地域政府（KRG：Kurdistan Regional Government）より、在KRG民間企業は社員の現地化率を75%以上に引き上げるよう政令を発出している。2024年よりは、従来免除となっていた本国で社会保障費を納付済みの外国人社員に対しても、社会保障費の支払いが求められ、同75%ルーツの適用対象となった。 事務所等の小規模拠点では、同比率を達成する為、新たに現地職員を雇用する必要が生じている。	新規	・制度についての明確なルールの提示、柔軟な対応をお願いしたい。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	製品認証の製造ライン(工場)への監査要求	・イラク省庁の一部で、製品認証のために当該官庁の職員による製品の製造ライン（工場）への監査を要求されることがある。費用負担は申請者の企業負担となるが、外国公務員を日本に招聘する事はコンプライアンス上難しく、非現実的な運用。	継続	・日本などOECD加盟国については当該国の製品認証・規格(JIS、ISO等)が取れていれば工場ライン監査は免除するように運用して欲しい。	
2	日機輸	イラク品質マークの導入	・イラク標準化品質管理中央機構（COSQC：The Central Organization for Standardization and Quality Control）計画省は2024年通達第10号で、すべての製造業者に対し、イラクに供給する製品にはイラク品質マークを取得しなければならないと通達した。 この通知に含まれる製品は、エアコン、冷蔵機器、電気オープンなどである。 －2024年7月1日が、イラク品質マークのない製品のイラクへの輸入が許可される最後の日であった。 －違反者に対して当局による法的措置。 －当局の指示に基づき、イラク品質マークの申請は、製造者またはそのイラクにおける正式な代理人が行わなければならない。 2025年7月21日、COSQCと計画省は、2025年の9月15日からイラク品質マークの対象範囲をあらゆる電化製品へ拡大することを発表（2026年4月1日へ延期）。当局は、イラク品質マーク申請を処理するために第三者企業（Massar Al Khubarra）を任命した。申請にあたり、イラクでの法定代理人や現地オフィスを国内に設置する要件は撤廃されたものの、以下のような問題が依然として残っている。 －手続きや要件を説明する公式ガイドラインや規制文書が存在しない。 －初回申請にUSD 5000、更新申請にUSD 4000が必要となり、非常に高額。 －既存の試験報告書がある商品であっても、第三者試験所による追加試験が求められる。 この追加試験により、メーカーには追加コストの負担が生じ、認証取得までのリードタイムも長くなる。	変更	・COSQには、公式ガイドラインの公開、認証費用の削減、既存の試験報告書がある製品については再試験の必要性をなくし、手続きの簡素化に取り組んでいただきたい。	・ Related to product regulation ・ 製品規格に関する制度
3	日機輸	製品へのQRコード登録の義務化	・イラク中央標準化・品質管理機構（COSQC：Central Organization for Standardization and Quality Control）は、第三者機関にQRコードの登録（subscription）の義務化を発表。 －当局から明確な公式ガイドラインが示されていないため、手続きの内容が分かりにくく、さらに当局は事前の通知なしに手続きを変更し続けている。 －同一商品でも、新しい出荷ごとにQRコードを更新しなければならず、	新規	・COSQへ、以下の点を改善いただきたい。 －公式ガイドラインの公開。 －製品ごとに1つのQRコードを標準化し、(出荷ごとに新しいコードを求める)要件を廃止してプロセスを簡素化。	・ Related to product regulation ・ 製品規格に関する制度

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			工場側には大きな負担。 －QRコードは商品1台ごとおよびそのパッケージごとに貼付しなければならず、1台あたり追加でUSD 0.13の費用が発生するため、輸入者および製造者にとって大きなコスト負担。 －QRコードは1年間のみ有効。		－QRコードの数量に対する課金から、定額制に変更。 －QRコードの有効期限の撤廃。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	消費者保護法の運用機関の不在	・イラク連邦においては消費者保護法が存在するが、当該法の運用を司る専門委員会の設置がなされていない。自動車領域においてはリコール制度等の消費者の利に資する制度の設定/運用が遅れている。	新規	・専門委員会の設置及び運用開始をお願いしたい。	
15. 新型コロナウイルスに起因する問題						
1	日機輸	農薬登録当局による手続き遅延・一方的な申請却下	・2020年から2022年にかけて、農薬登録の更新のためイラク農業省に申請書類一式を提出し受理されたが、コロナ禍による農薬登録委員会の不在を理由に、数年間審査されなかった上、2024年に一方的な申請却下を言い渡された。同様の事態が当社商権の複数剤で発生し、イラクにおける農薬登録失効となった。農薬登録未取得ではイラク向けに輸出を実施できず、登録失効剤のビジネス継続が困難になった。	新規	・コロナ禍に農薬登録委員会が開催されなかったために登録失効となった剤につき、再登録取得の優遇措置を設けて欲しい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日鉄連	自国船の優先配船	・1982年3月、国営船社（IRISL）使用義務付けを中銀が通達。政府買付機関向けには数量が大きいこともあり、特に厳密に適用されている。1990年10月、国営船社の優先使用。500MT以上のロットは原則的にIRISLの使用を義務付けている。条件付（Freightの10%相当をpenaltyとして支払う）で他国船使用も可。	継続	・制度の撤廃。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	船積み前検査の導入	・2015年8月、鉄鋼製品等を含む船積み前検査を導入。	継続		
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	両替の困難	・Bank Melli に現金保管している外貨通貨が凍結されており、イラン通貨への両替含めて現金引出しができない状態が続いている。資産凍結に伴い、現預金の引き出しを銀行から拒否されている状態が続いてる。	継続		・為替法
2	日機輸	為替市場の混乱	・制裁・経済政策の影響による通貨下落、為替市場の混乱。4種類の為替レートが存在。市場実勢レートで銀行で両替できない為、約半値のDiscountとなる。	継続	・中銀を含めた金融制度の整備・為替市場の安定化。	・為替法
5. 税制						
1	日機輸	不合理な税務調査	・税務調査において、業務委託料・賃貸費用・福利厚生費用等の事業活動に不可避な費目が大々的に否認されるケースが頻発している。根拠及び判断の合理性に欠けた徴税目的の否認が横行している。また、適用為替レートは実際の銀行での両替レートであるべきにもかかわらず異なったレートを適用されることで追徴課税が3倍程度となる。	継続	・明文化されたルールに基づいた公正、且つ透明性の高い税務執行の要請。	・税法
2	日機輸	個人所得税の不透明な課税請求	・個人所得税について、適用レートが属人的な対応で過去に訴求した諸条件・市場レートの適用（差額の納税）を求められるケースが散見される。	継続	・明文化されたルールに基づいた公正、且つ透明性の高い税務執行の要請。	・税法
12. 政府調達						
1	日鉄連	バイ・イラン政策	・2009年3月、自国鉄鋼業を保護するため、政府機関が調達する鋼材については国産材に限定することを通達。	継続	・制度の撤廃。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	日機輸	米国・国連制裁の影響による邦銀の自主規制	・米国制裁に起因する一部邦銀の自主規制により、人道支援ですら新規取引の決済を拒否されるケース。	継続	・見通しの立てられるような情報の収集と発信を願いたい。	・OFACガイドライン
2	日機輸	米国・国連制裁の影響による債務返済の困難	・米国・国連制裁により、制裁前の既存契約における債務返済ができず、大きな問題となる懸念がある。	変更		・OFACガイドライン ・為替法

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	内国価値(ICV)による国産化の強化	・国家事業開発、国営企業事業入札時には国内経済への貢献（In-Country Value）内容の提示が求められ、貢献の内容により評点される。より国内での消費が求められている。	継続	・ 評点プロセスは公開されず交渉の余地無し。	・ In-Country Value
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	印刷機械	現地輸入手続き資料の重い負担	・ 原産地証明、オリジナルのインボイス・パッキングリスト（＋サイン＆捺印）が複数枚必要となり、クーリエで書類を毎回送る必要があり、時間と手間が掛かる。	継続	・ 原産地証明やオリジナルのインボイス・パッキングリストの不必要を希望する。	
6. 雇用						
1	日機輸	オマニゼーションによるビザ発給制限	・ EXPATの職種・タイトルに応じてビザ発給を制限してきたが、その範囲は拡大、運用も厳格化。新規発行も更新も同様の基準で審査される為、現行のスタッフを継続雇用することが困難。オマニゼーションへの貢献に応じて、国営企業との実ビジネスでも優劣がつくこともある。	継続	・ 国の方針なので仕方ないと思うが、更新に対する基準緩和、もしくは時間的な猶予措置。	・ 労働法 ・ 勅令 ・ 省令
2	日機輸	オマニゼーション	・ オマーン人の雇用機会創出のため、企業ごとにオマーン人雇用率が定数的に決められている。今のところ大きな問題にはなっていないが、将来的に人員を増やす場合、あるいはオマーン人を解雇する場合、問題が発生する可能性大。	継続	・ 個別交渉以外に解決策なし。	・ 労働法及び個別運用に拠る
3	日機輸	給与の高騰	・ 従業員は毎年基本給を3%昇給させることが決まっており、コスト増に繋がる。	継続	・ 交渉の余地無し。	・ 労働法
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	不合理な適合性評価制度導入	・ 2021年12月5日にオマーンが適合スキーム技術規則を発行。当初は2022年6月5日から第1ステージ3品目の運用を開始すると告知があった。一技術規則の発行から当初発表された運用開始日までの日数が短く、対応が困難であった。申請、登録のための電子システムや認証機関の認定など当局側の受け入れも整備されていないと思われる。 一1st Stageについては2022年12月5日まで施行が延期されたと考えられるが、当局からの正式なアナウンスがない。 一2nd、3rd Stageについての施行日と対象品目が明確でない。 （2022年5月の当局の説明会では2nd Stageが2023年1月1日から、3rd Stageが2024年1月1日から施行と説明があった。） 一規制情報に関してアラビア語のみで発行される。 一1st stageはオンラインシステムの稼働なく、また当局から製造者への公式なアナウンスなく強制施行された。また、評価可能な指定通知機関（Notofied Body：NB）の数が少なく、対応が困難。 一2nd stageが2023年12月8日に省エネ・エネラベを規制対象として、1st stageがないよう発表時から11か月遅れの施行となったが、当局の公式webサイトや官報でのアナウンスがされず、NBのみに通知され、広くアナウンスされない。 一また、NBは1st stageと規制分野が異なるからNBの指定機関数が不足しており、適合対応が困難な状況が常態化している。	継続	・ 通達から施行日までの十分な準備期間の検討。 ・ 2nd、3rd Stageについて施行日と品目の明確化。 ・ 各Stageにおいて猶予期間の設定。 ・ 規制情報についてはアラビア語と英語両言語での発行。 ・ 規制化の予定、動きの当局webサイトでの英語での公開。 ・ 規制のアナウンスは官報公示等を通じて、公式通知として、NBだけに通知せず、通知先を限定しない広いアナウンス。 ・ 販売規制の撤回。 ・ 3rd stage規制化においても、上記課題の改善と明確化。 ・ MSという新スキームについて今後どこまで拡大されるかが不明確。 ・ 家庭用電気製品の中でも2種類の	・ Omani Type Examination Certificate for Low Voltage Electrical Equipment and Appliances ・ Guidance on Conformity Assesment Procedures (CAP) for Oman Energy Efficiency Labelling Scheme

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ー省エネラベルデータを発行するオンライン登録のシステムでの手続きが必須とされているが、システムは施行日から稼働せず、製造者の手続きが施行日まで間に合わないまま、施行がされた。また、施行のアナウンスはNBのみに通知された。 ーオンライン登録のシステムの稼働までの移行措置、およびガイドラインがアナウンスされたが、これらもNBのみに通知され、製造者は情報が障害なく入手することができず、円滑な適合手続きができない。 ー規制は販売規制となっており、市場流通在庫の対応が困難になっている。 ー3rd stageについては、当初アナウンスの2024年1月1日の施行には至っていない。現時点で、規制分野（安全か省エネ、或いはその他分野など）、施行日、移行措置の有無などが明確にされていない。 ⇒3rd stageとしてWater dispenserが追加されたが、1st stage同様に安全とEMC（電磁両立性）が技術要件とされているにも関わらず、"MS"という新たな認証スキームが採用されておりGSO（GCC標準化機構）低電圧技術規則の非対象製品にもGCTSの表示が要求されている。		スキームが存在しているので、もし今度1stステージの製品もMSという認証スキームになるのであれば十分な猶予期間を設定してほしい。	
2	日機輸	不合理な適合性評価制度導入	・オマーン適合スキーム（LVTRー低電圧機器技術規格）が掃除機、洗濯機（容量10kg未満）、食洗器の3つの商品カテゴリーに適用される。EMC試験報告書の提出が要件の一つとなっているが、現在、その他の中東諸国ではEMC試験報告書の提出は要求されていない。EMC試験報告書の要求は、製造業者にとって新たな負担で、オマーン向け商品導入の障害になっている。 ー2025年11月20日、オマーン商業・産業・投資促進省は、2025年第1号決議を公布し、ウォーターディスペンサーを含む特定の製品について、低電圧電気機器・電化製品に関するガルフ技術規則を適用することを決定。この決議の規定の義務的適用は、2026年2月13日より開始。	変更	・オマーンDGSM（規格・計量局）は、EMC試験報告書の提出を撤廃してほしい。 ・拡大された適用範囲に対する義務適用の猶予期間が非常に短い。当局は、メーカーが要件に適合するための十分な時間を与えていただきたい。	・製品規格に関する制度
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	PPP案件における上場義務	・官民共同案件において設立した特別目的子会社（SPC）の上場義務により、大々的な株主総会の開催、上場に絡む各種手続きが発生する上、配当金額も案件出資には予想しにくい。	継続	・当該規定が投資へのハードルを上げていることを理解して欲しい。	・商業会社法
15. 新型感染症に起因する問題						
1	日機輸	COVID-19による入国規制	・新型コロナの感染ピーク時は入国規制、隔離等が他国同様に実施されていたが、比較的短期間で済んだものと思われる。	継続		
16. 地域紛争に起因する問題						
1	日機輸	イスラエルのガザ侵攻による事業への影響の懸念	・イスラエルのガザ侵攻につき直接の非難を避ける日本への風当たりは少なからずあるものと思われる。現状ビザ発給規制他安全面での問題は表面化していないが、引き続き注意が必要と思われる。	継続	・在オマーン日本大使館主催の安全対策協議会を定期的で開催情報共有。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	外貨送金の遅延	・USD数十万ドル程度以上の外貨送金に遅延が発生することがある。	継続	・カタール国財務大臣から市中銀行に対し、外貨送金を遅滞なく行うよう指示頂きたい。	
5. 税制						
1	日機輸	税務申告の査定書、納税証明書発行の遅延	・Income Tax Lawに基づき、客先よりリテンションの支払いについてカタール税務当局が発行する納税証明書の提出が要求されるが、当該証明書の発行に非常に時間がかかる。 2014年9月末に税務申告の電子化移行が発表されたが、当該システムが軌道に乗るまでは相当の時間を要するものと思われ、納税証明書の発行については、当面、更なる遅延が予想される事態となっている。	継続	・税務当局が当該税務申告の電子化を早期に制度として定着させ、査定業務の一層の迅速化を図り、バック・ログの大幅削減を速やかに実現するよう強く希望する。	・ Qatar Tax Law (No. 24 of 2018)
2	日機輸	税務申告の査定書、納税証明書発行の遅延	・税務申告の査定書発行までに長時間を要する上、査定が税法に照らし許容し難い内容であるため、当該査定に対し異議ならびに不服申立てを行うことで申告内容の正当性を争わざるを得ず、不要な経済的負担を強いられる事例が散見される。	継続	・税法に即した査定書の発行が遅滞なくなされるよう強く希望する。	・ Qatar Tax Law (No. 24 of 2018)
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	労働許可証取得のためのBlock Visa発給の遅延、厳格	・工事事務所において複数年単位で申請が求められるBlock Visaの発給要件が厳格化の傾向にあり、案件発注者の支援状を以てしても発給に多大なる時間を要する事例が散見される。	継続	・契約済案件の雇用に係るBlock Visaについてはその発給が案件発注者等の特段の支援なしに遅滞なく行われるよう強く希望する。	・ Qatar Labour Law (No.14 of 2004) & Amendments ・ Qatar Immigration Law (No. 21 of 2015)
2	日機輸	労働許可証取得のためのBlock Visa発給の遅延、厳格	・商取引を行わないリエゾンオフィスにおいてもここ数年Work VISA枠（Block Visa）の発給が滞り、VISA発給に時間を要する傾向がある。	継続	・少なくとも学士の学位(Bachelor's degree)を持つ職員にはWork VISA枠を適時発給して頂きたい。	・ Qatar Labour Law (No.14 of 2004) & Amendments ・ Qatar Immigration Law (No. 21 of 2015)
3	日機輸	ビザ申請の不合理的	・インダストリアルシティ（ラスラファン、メサイードなど）を訪問する際の BusinessVisaの申請は、受け入れ側の政府系企業に依頼して行う必要があり手間がかかる。以前は、訪問する側でも申請できていたが、Covid-19の影響か何かで、それができなくなったと聞いている。	継続	・以前のように、訪問する側で申請可能なように、日機輸殿より見直しを働きかけて頂きたい。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	日機輸	中東情勢と地政学リスク	・貿易政策や地政学的リスクの影響を受ける可能性があるため、輸出入案件の本船リードタイム、納期、運賃動向に影響。	継続	・保険適用の観点から共同海損を懸念、治安状況が依然として不透明、複合的な要因を踏まえると、紅海・スエズルートの本格再開は時期尚早と思われ、船舶供給の調整による安全性の確保、安定的なスケジュールの継続（遵守率）を要望。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	貿易書類における領事査証取得義務	・インボイスなどの貿易書類において、領事査証が必要。コスト、余計なリードタイムが発生する。	継続	・領事査証の要求が残っている国は世界でも数少なく対象国に制度廃止を打診していただきたい。	・ Related to customs law ・ 税関関連法
2	日機輸	出荷前検査義務付け	・通関時、第三者機関による出荷前商品検査証が必要であるが（クエート：KUSO）、コストが非常に高額であり、検査内容も頻繁に変更される。クウェート向け出荷前商品検査は100%実施される。	継続	・出荷前検査が必要な国は世界でも数少なく、対象国に制度廃止を打診していただきたい。	・ Related to customs law ・ 税関関連法
5. 税制						
1	日機輸	税務署のCertificate取得手続の遅延	・税務署から発行されるTax Clearance Certificateを提示しないと、客先から5%のRetentionを回収できない。また、そのCertificate取得に数年単位の時間がかかる。また申請する為に会計事務所を起用しなければならず、そのコストも発生する。	継続	・もう少し迅速にCertificateを発行して欲しい。	
2	日機輸	税務署のCertificate取得手続の遅延	・税務署から発行されるNo Objection CertificateやTax Clearance Certificateを提示しないと客先から5%のTax Retention（税の保留措置）を回収できないが、そのCertificate取得に数年単位の時間がかかる。そもそも申請しても税務審査・調査がすぐに始まらない。	継続	・Tax Retention制度を撤廃して頂きたい。 ・税務審査を速やかに開始して、Tax Certificateを早急に発行して頂きたい。	
6. 雇用						
1	日機輸	ゲートパス取得手続きの煩雑・遅延	・主要な発電所や工場に入る際には、保安の目的で、内務省（警察）が敷地内の入出する訪問者を管理するため入所前にゲートパスの申請・取得・提示を要求している。その申請と取得に多くの日数がかかる。国内でCivilIDを持たない海外からの訪問者は、CommercialVisaを取得した上で、空港到着後に入国の際のパスポートのスタンプを取得してから申請となり、そのスタンプのコピー（写真可）が提出要求され、その後さらに2～3日かかることから、短期出張者はその間無為に時間を費やすことになり非常に不便である。	継続	・海外からの訪問者もゲートパスの取得には即日発行となるように手続きを改善するよう日機輸殿からクウェート当局へ働きかけて欲しい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	現地調達義務	・EPC案件、PPP含む事業投資案件とも現地調達義務が課せられているが、調達比率が現地品の事情に即しておらず、要求工期および要求性能を満たす上で問題あり。	継続	・現地調達比率の緩和。 ・当国企業と外資系企業との公平な競争の為のプロジェクトオーナーによる現地調達一律手配および支給。	
2	日鉄連	自国鋼材優先購入	・国内産業保護のため、HADEEDの棒鋼、線材を優先購入（BUY SAUDI 政策）がなされる。特に政府のConstruction Tenderでは丸棒はHADEEDのものが優先され、ConstructorにもJob Owner／Consultantから直接・間接のプレッシャーがかかる。	継続	・BUY SAUDI政策の撤廃。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	輸入関税引き上げ	・2020年6月20日より、サウジアラビア税関は鉄鋼製品を含む約1300品目に対して関税引き上げを実施。当初、6月10日から引き上げを開始するとしていたが、同日にいったん延期が発表され、再度6月20日から適用が開始された。	継続	・関税の引き下げ。	
2	日機輸	特定品目に対するアンチ・ダンピング関税の実施	・GCC-Bureau of Technical Secretariat for Anti Injurious Practices in International Tradeは、中国からの1000ボルトを超えない電圧の電気コネクタ、スイッチ、ソケット、プラグの輸入品（中国を原産地とするもの、または中国から輸出されるもの）に対し、確定的なアンチダンピング関税を課した。 参照：2024年8月20日を日付とする47号公報による通告。アンチダンピングの税率は11%～42%で、既存の関税率に上乗せされる。	継続	・アンチダンピング措置への対応策の検討、価格精査、申し出をするための十分な準備期間を与えるとともに、自由貿易を阻害するような措置を撤廃していただきたい。	・Announcement Vide Gazette #47 volume referring dates as 20 Aug 2024
3	日機輸	UAEからの輸入品に対する輸入税賦課	・2021年7月より、UAEからサウジに輸入される産品（当社の場合では鉄鋼製品）にこれまでGCC内では課税されていなかった輸入税が賦課されている。GCC内でUAEのみの措置となっており、当社のUAEからサウジへの輸入取引に影響が出ている。	継続	・GCC他国と同じ扱いとして欲しい（非課税に戻して欲しい）。	
4	日鉄連	サウジ・スペックに基づく出荷前・通関検査の煩雑	・品質チェックのために、各品種において規格化を進めており、鉄鋼については主要品種の規格化を推進。丸棒、バーインコイルを対象としたSAUDI SPECに基づく通関検査を行う。	継続	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	
5	日鉄連	輸出品本体への原産地表示印刷義務	・問屋よりユーザーに売られる際、原産地明示を義務化しており、サウジに輸入される全ての鋼材のEach Pieceごとに原産地国名をペイントする。 2009年2月1日、サウジ向け全貨物の原産国外装表示の規制強化（サウジ税関よりの指令）。全ての貨物の外装（カートン等）に原産国の表示を印刷またはスタンプすることが必要となった。	継続	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	
6	日機輸	規制対象品目の予告なき追加、不透明な運用	・法文及びガイドラインに規制対象となるHSコードが記載されているが、それがどこかの時点でSABERシステム上で法文上に記載のないHSコードが追加され、規制対象が増えた。法文、ガイドラインの改正もなく、事前通知もないため、SABER上でしか知ることができず、わかった時点から適合性評価やテストレポートの準備等を始めると、数か月間サ	継続	・SABERでHSコードを追加する場合は、法律を改正しHSコードリストを改正すると事前に通知をしていただきたい。その上で、準備するため	・Technical Regulation for Textile Products

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ウジアラビア市場に製品を出すことができない。繊維規則だけでなく、他の技術規則も含めて、法文上のHSコードリストが更新されずに突然システム上で追加することは将来的な混乱が予想される。		の十分な猶予期間を設けるべきである。	
7	日機輸	輸入通関時の開品検査	・コンテナヤードにて、かなりの高率にてコンテナを開けての開品検査が発生する（1割程度）。また多大な時間もかかり、かつ検査にともなうコストは荷主負担となる。検査後の積み直し時にダメージも多数発生。前年に比べると、積み直し時のダメージは減少。 23年度、サウジアラビアの顧客が破損した商品を受け取り、当社はクレームを受けた。しかし、調査の結果、税関検査場で破損したことが判明し、問題は継続。	継続	・検査率が他国に比べあまりにも高いため是正を働きかけてほしい。	・税関関連法
8	日機輸	全輸入貨物のパレット化義務化	・2025年、サウジアラビアは、海上輸送を含むすべてのコンテナ貨物について、同国に到着する際にはパレット積載を必須とする方針を発表した。この規制は2025年6月から段階的に導入され、2026年6月から全面的に適用される。通知によれば、2026年6月以降はパレット積載されていない貨物に対して罰則が科される予定（その具体的な内容はまだ示されていない）。	新規	・この規制は、海上運賃、物流コスト、通関コスト、倉庫費用といった、サウジへの輸送費が増加するため、見直していただきたい。	・税関関連法
5. 税制						
1	日機輸	法人税格差	・外資系企業の法人税20%に対し当国企業およびGCC諸国の企業はザカート（喜捨税）2.5%のみ、外資系企業および当国企業が参加するPPP含む事業投資案件等において公平な競争を阻害。	継続	・PPP含む事業投資案件等における外資企業への適用除外ないし減税措置、或いは入札評価等における当国企業と外資企業への同一税率の見直し適用。	
2	日機輸	租税条約の不遵守	・使用料に関しては日沙租税条約において限度税率5%と規定されるが、税務調査で否認され、国内法税率15%で課税されるケースがある。契約、実施内容とも使用料（ロイヤリティ）であることが明確であるにも関わらず、異議申し立ても特段の説明もなく却下される。 国内法において、関連者への送金がすべからず、源泉所得税の対象となっている。この点、日沙租税条約第22条において両国に広範な課税権を認めているようにも読めるが、日本税務当局から外国税額控除の適用に疑義を示されるケースがある。	継続	・租税条約の順守を要望する。	・サウジ国内法Article63 ・日沙租税条約第12条
3	日機輸	本邦発生経費・間接費の現地コスト化の不認	・現地子会社を運営するにおいて本邦で発生する経費・間接費が、現地子会社の経費として一切認めてもらえない。	継続	・サウジ国外で発生した経費であっても、原価として認めて頂きたい。	
6. 雇用						
1	日鉄連	サウジ人雇用規制(サウダイゼーション)の強化	・サウジアラビアには、「サウダイゼーション」と呼ばれるサウジ人雇用強化政策があり、一定比率のサウジ人の雇用が義務付けられている。工場の運営などはインドなどからの出稼ぎ外国人労働者により行われていることが多く、工場運営の阻害要因となっている。	継続		・ニターカート・プログラム

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2	日機輸	サウジ人雇用規制(サウダイゼーション)の強化	・給与等処遇水準が相対的に高く且つ給与を下げてはならない当国民の雇用義務は、事業採算および会社運営等において問題あり、事業拡大、事業投資および新規進出等の阻害要因。	継続	・外資への義務適用撤廃ないし大幅緩和。 ・政府による給与格差補填等の措置。 ・中等および高等教育の拡充。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	査証登録システムの脆弱性	・事前に在日大使館へ査証登録のアポイントを取得したにも関わらず、実際訪問すると月1回の頻度で生じるシステムエラーにより写真撮影と指紋登録が実施できず、日を改めて再度大使館への出頭が必要となる。	新規	・本国システムとの連携上、システムダウンが発生しないように管理を徹底していただきたい。	
2	日機輸	出向者・派遣者給与の現地銀行払い義務	・雇用者への給与は現地銀行に払いたすことが義務付けられている。出向者・派遣者の中には本国での受け取りを希望する者もいるが、本邦立替払いでの請求や現地企業から国外口座への支給は認められていない。	継続	・本国で給与支給を継続する形を可能とするよう、現地での給与払い規定を撤廃して頂きたい。	
8. 知的財産制度運用						
1	時計協	不正・不良輸入業者の常習犯化	・差別的な法令運用、通関・流通手続きの可能性がある。 日本企業は正規流通させるため、法令・規則に従って原産地証明やSASO（サウジアラビア版RoHS）などの必要書類添付の上手続きをしているのに対し、違法商品が必要書類もなく流入・流通している実態がある。 区分番号は8(知的財産制度運用)にも該当。	継続	・税関を迂回する密輸行為も含め、合法的に活動する企業を保護するために、違法商品を取り扱う流通業者や小売業者を取り締まって欲しい。 ・密輸を防止して欲しい。	・商標法 ・意匠法 ・通関手続き ・国境管理
2	日機輸	商標使用許諾契約書の特許庁への登録義務	・商標使用にかかる使用許諾契約書をサウジ特許庁に登録する制度・義務が新たに導入された。商標使用权は必ずしも代理店に付与される性質のものではない。商標権者が代理店に商標使用にかかる権利は与えず、（消極的に）異議を唱えない運用をすることで足りる。代理店に対して「商標使用权の付与」を行い、それを登録することまで制度上要求するべきではない。政府は、商標使用が常に権利付与されるわけではなく、また各国において登録されているわけではないことを理解すべきである。	継続	・商標使用許諾書を現地登録する制度は、廃止されるべき。	・知的財産制度
3	時計協	知的財産総局における権利行使手続の遅延と摘発結果の開示不足	・知的財産総局（SAIP）に申立後、調査が行われない。調査の開始基準が不明。	変更	・調査の開始基準を明確にして欲しい。	
4	日機輸	知的財産総局における権利行使手続の遅延と摘発結果の開示不足	・知的財産総局（SAIP）に申立後、調査が行われない。調査の開始基準が不明。	変更	・調査の開始基準を明確にして欲しい。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	未整備な安全認証制度の強	・2019年1月より実施の安全認証制度が当月に通達され、メーカー・代理店の準備期間がまったく与えられなかった。また、当局の認証システム	継続	・今後の製品法規の導入に際しては、メーカーと当局の双方に十分な	・製品法規

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		制実施	も確立されておらず、認証取得は実際には不可能だった。1月末に強制導入から任意導入に切替えられた。 SABERの対象が広がっているが追加製品カテゴリーの通達や製品法規がない。 技術法規の範囲内でない商品（スペアパーツ等）のSABER登録に必要な書類は、公認機関によって異なる。		準備期間を設けて通達～導入してほしい。 ・全ての製品カテゴリーの申請をシステムで受け付けるべき。	
2	日機輸	不合理なEMC規制要求	・ EMC規則において、以下の問題がある。 －EMC技術規則がアラビア語でのみで発行されており、正確な要求事項を確認できない。 －市場流通在庫も規制対象とされており、実施までの猶予期間が設定されていても、対応が困難。 －5.4項 “説明データ”の本体載要求の記載内容が不明確で、具体的な記載内容が特定できない。	継続	・ 英語での技術規則の発行。 ・ 販売規制の廃止・撤回。 ・ 5.4項の要求事項の具体的な記載内容、および対応方法を含め、EMC技術規則適合方法の明確化。 例えば、ガイドラインの発行や当局webでの具体情報の公開など。	・ EMC Technical regulation
3	日機輸	スペアパーツへのレポート要求	・ SABER登録対象製品に対して、スペアパーツの追加登録を要求し、登録において必要文書としてスペアパーツとしての試験レポート（CBレポート）など、一般的に発行されないレポートの提出が必要となる。	継続	・ 規則の見直し。 ・ スペアパーツの登録要求の撤廃。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	様々な証明と翻訳の要件、海外支店のゼネラルマネージャーの権限	・ 政府当局への申請には、アラビア語の翻訳、証明、リーガライゼーションが必要なため、大幅な遅延が生じ、それらの要求への対応により通常のビジネスを行うためのコストが増加。ゼネラルマネージャー(GM)の携帯電話がほとんどの政府ポータルに紐付いていることが、会社の日常業務を非実用的にさせている。事務的な事柄や政府ポータルの運用は、通常GMが立ち会うのではなく、人事・経理/財務・物流マネージャーといった担当者に委ねられるべきである。しかし、ポータルへのログインや変更には、GMの携帯電話番号に送付されるワンタイムパスワード（OTP）が必要であり、GMは政府ポータル上の日常業務に負担を強いられている。	継続	・ 証明やアラビア語翻訳は必須文書に限定していただきたい。 ・ 政府のポータルは、GMのみが運用担当するのではなく、許可されたユーザーのアクセスも許可していただきたい。	
12. 政府調達						
1	日機輸	RHQ制度導入による政府および政府系の調達における参加制限	・ 2024年1月より、サウジ投資省主導による地域統括会社（RHQ）制度が導入された。これによりサウジ国内にRHQ（地域統括拠点）を持たない企業は、政府および政府系調達が制限されている。現地企業とのJVでの応札等の対応で回避は可能な見込みだが、今後更なる制限が導入される可能性あり。	継続	・ RHQを持たない企業向けの制限をこれ以上拡大しないで欲しい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	新再生エネルギー支援スキーム (YEKDEM) の FIT 条件	・トルコ政府は太陽光・風力を中心に再生エネルギー拡大を計画（新再生エネルギー支援スキーム（YEKDEM））しているが、今後はポテンシャルの高い洋上風力の導入が期待される。 トルコでは経験のない洋上風力については外資招聘が必要になると思われるが、現状のFIT（固定価格買取制度）条件は外資が参入しづらいものとなっている。	継続	・ FIT 条件の改善（外貨ベース、期間15～20年間等）。	・ New YEKDEM scheme
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	高輸入関税	・当社取扱品目の内、FTA未締結である日本、中国、インド製品において輸入関税が発生するため、本来、価格競争力があるにも関わらず、輸入関税フリーである欧州製品との競争力が失われている。（化学品部）	変更	・ 対象国とのFTA締結。	
2	時計協	高輸入関税	・中国製品に特別1個当たりUS\$2.10が課税される保護政策を取っている。	継続	・ 規制撤廃。	
3	日機輸	高輸入関税	・トルコから日本への輸出品（農産加工品食品）について、価格競争力があるにも関わらず日本とのFTA・EPA・TPPの先行する競合国（EU、チリ等）に対し日本の輸入関税によって競争力を失う状況。（食品部）	変更	・ 日土FTA（又はEPA）の早期締結。	
4	日鉄連	関税引き上げ	・2020年4月18日、鋼板類、ステンレス鋼板類、形鋼、棒鋼の関税を引き上げ。 ・2020年4月21日、棒鋼、線、鋳鉄管の関税を引き上げ。 ・2020年5月20日、鋼板類、線、鋼管類の関税を引き上げ。 ・2020年6月28日、形鋼、線の関税を引き上げ。 ・2020年7月14日、4.18の引き上げ適用期間を9.30まで延長。 ・2020年9月24日、4.18-6.28公表の引き上げ適用期間を年末まで延長、一部は2021年1月以降も適用となった。 ・2021年1月1日、4.21-6.28公表分を対象として、追加関税率を再設定(適用期限は確認されていない)。 ・2021年1月1日、4.18引き上げ分については、措置終了(延長公示なし)。 ・2022年12月31日、一部の鉄鋼製品に対して関税引き上げを実施(2023年1月1日～発効)。 ・2023年1月28日、一部の鉄鋼製品に対して関税引き上げを実施(官報公示から30日後に発効予定→延期を受け、同年5月1日に発効)。 ・2023年12月31日、2024年1月以降の実行関税率および追加関税率を公表、一部の鉄鋼製品に対して関税引き上げを実施。 ・2024年12月31日、2025年1月1日以降の実行関税率および追加関税率を公表、一部の鉄鋼製品に対して関税引き上げを実施。	継続		
5	日機輸	関税引き上げ	・2020年のトルコ輸入関税引き上げにより、日本の顧客がトルコ国内に設置する製造設備向け定期交換部品の輸入において大幅な関税額増となった。今後についても同様の事態を懸念。トルコ国内の生産活動、特に主に輸出に貢献するものは免除措置など準備されるべき。（食品部）	継続	・ 追加関税の撤廃、又は免税・減免措置の設定・運用の明確化。	
6	時計協	追加関税措置	・追加関税措置（2020年4月18日～9月30日の時限措置）として、日本・中国を含む指定地域からの商品に45%の追加関税が課されている	変更	・ 追加関税の撤廃。	・ 2020年4月17日付官報31103号

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			(EU/EFTAは追加課税非対象なのでスイス製ブランドは課税対象外)。 2020年10月以降も追加関税措置は継続となる(追加関税率は25%に軽減)。 2021年4月21日から追加関税率は10%に軽減。 ※2026年1月現在も継続中			・大統領令2424号
7	日機輸	追加関税措置	・2020年4月以降の一連の追加関税措置により日本製建設機械本体に5% (補給部品は種類に抛り7-40%)の追加関税が課されており、当該追加 関税の対象とならない欧州や韓国製製品との厳しい競争を強いられてい る。 →2023年の震災復興を契機に、中国勢が市場参入し、地場 Hydromek社 の販売が落ち込んでいる。この状況を受け、油圧ショベルを対象に追加 で6%の関税が課される可能性がある。発令時期は未定だが、早ければ 2026年内と見込まれている。FTAを締結していない日本製品も対象とな るため、追加関税の対象外となる欧州・韓国製品との競争が一層厳しく なる懸念がある。	継続	・追加関税の撤廃。	・税関関連法
8	自工会	EV輸入規制・ 自動車輸入追 加関税	・FTA非締結国からのEV輸入規制に加え、FTA非締結国からの全ての輸 入自動車に対し追加関税が課せられた。日本から輸入していた自動車に 25%/30%の追加関税が課せられ、トルコ事業が多大な影響を受けてい る。	新規	・FTA非締結国への措置なので、 FTA交渉中である日本は対象外とし てもらいたい。	
9	自工会	EV輸入規制	・トルコ政府によるEV輸入規制により、日本含むトルコとのFTA非締結 国からは、アフターサービス要件を満たさなければEV輸入できなくなっ た。輸入業者がアフターサービス店舗を設置するなど、非現実的な要件 となっている。FTA非締結国に対する差別的措置と考えられる。	継続	・差別的措置の是正を求める。 ・FTA交渉中の国は除外する等の緩 和措置を求める。	
10	日鉄連	アンチダンピ ング措置	・2023年10月31日、経済省が日本、中国、インド、ロシアから輸入され る熱延鋼板に対してアンチダンピング調査を開始。 ・2024年8月7日、調査当局が重要事実を開示(ダンピングマージン 日本 39.12%、中国 20.56~57.75%、インド 11.65~18.26%、ロシア 16.11~ 23.58%)。 ・2024年10月11日、調査当局が最終決定クロを公示(日本 9.00%、中国 15.42~43.31%、インド 6.10~9.00%、ロシア 6.10~9.00%)。	変更		
11	日鉄連	アンチダンピ ング措置	・2024年6月28日、経済省が日本、韓国、中国、ドイツ、セルビアから輸 入されるブリキに対してアンチダンピング調査を開始。 ・2025年10月10日、調査当局が重要事実を開示(日本に対して43.37- 49.87%のアンチダンピング税賦課を提案)。 ・2025年12月20日、調査当局が日本、韓国、中国、ドイツ、セルビアに 対して最終決定クロを公示(日本 20.29-43.37%、韓国 12.54~16.28%、 中国 23.88~50.08%、ドイツ 5.53~11.05%、セルビア 15.43~ 36.87%)。	変更		
12	日鉄連	セーフガード 措置	・2023年11月3日、経済省が線材輸入に対するセーフガード調査を開始。 →2023年12月31日、経済省が暫定セーフガード税の賦課決定を官報公示 し、官報公示の7日後から200日間にわたり、トン当たり175 USDの暫定 セーフガード税を賦課。	継続		

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			・2024年6月30日。セーフガード調査で最終決定クロを公示（2027年1月6日までの3年間）。ただし、タイヤコード用等5つのHSコードを除外。 －1年目(2024年6月15日-2025年1月6日)：175 USD/ton －2年目(2025年1月7日-2026年1月6日)：170 USD/ton －3年目(2026年1月7日-2027年1月6日)：165 USD/ton			
13	日機輸	関税差による競争力低下	・トルコと関税同盟を結ぶEU諸国および英国、FTAを結ぶ韓国からの関税が免除される一方、日本からの建設機械、フォークリフト輸入については関税が課され（建機：5%、フォークリフト：11.0～11.5%）、欧州・韓国製に対し競争力が大きく損なわれている。	継続	・日・トルコEPAの早期決着をお願いしたい。	・日本トルコEPA
14	日機輸	非特惠原産地規則の未整備・不明確	・非特惠原産地規則が不明確（そもそも定められていない、または詳細規則が不明）。そのため、自主判定が定まらず、関税法違反の懸念が残る。	継続	・WTOが推奨の関税番号変更基準に制定、または明確化。	
15	時計協	輸入通関時の製品検査の煩雑・高コスト	・輸入通関時にシステムで指定された製品は、製品検査（特定物質含有の有無）を受ける。EU REACH規則（EC）No.1907/2006に適合している旨の試験報告書が要求され、これをもって輸入許可を受ける（許可は1年間のみ有効）。 輸入通関に時間と費用がかかる、現品検査のため欠品が生じる等の問題が生じる等、ビジネスに影響が及ぶ。	継続	・時計類の製造業者は、同規則で対象とされている特定化学物質の川下ユーザーとなるため、サプライチェーンで川上業者から得た含有情報とその妥当性をリスク管理することを表明することで適合性可として欲しい。	・TAREKS:Risk-Based Trade Control System
16	日機輸	通関規制の不明確	・食品輸入の規制が厳しく基準が明確でないと認識。食品サンプルの簡易輸入と正規輸入との境界（重量等）、正規輸入の要件が明確に説明されておらず、2021年に発生の食品サンプルでは輸入を断念し空港で廃棄する事態となった。（食品部）	継続	・規制の緩和、基準の明確化、税関毎の理解を標準化し運用上の差異を避ける。	
17	日機輸	個人消費品の輸入申告書の提出義務化、輸入の困難	・個人貨物（日本食、小荷物）において、2026年2月6日の税関規制改訂により、簡易通関ができず金額の上限に関わらず、海外からトルコに到着するすべての貨物について輸入申告書の提出が必須。 これに伴い、従来の簡易通関制度および少額貨物に対する免除制度は廃止され、個人貨物であってもすべての貨物が通常の輸入通関手続きの対象となり、実質的に輸入が困難となり、制度の利用ができない。 ＜2026年2月6日以降の措置＞ －トルコ側で通関代理業者（ブローカー）の手配が必要（簡易通関が出来ず、正式通関が必要） －すべての商品ごとの成分表、原産地証明の提出 －1箱5kgを超えないこと －1箱30€を超えないこと －1か月間に5箱を超えないこと －会社への配達是不可 －液体ソース、化粧品、電気製品、靴、医薬品等は不可	新規	・会社制度利用の個人消費輸入品への簡易通関措置。	
18	日機輸	製造年規制による輸入制限	・建設機械の主要機種は製造年が当年度の機械しか輸入通関ができなくなっており、10-12月の船積み进行を妨げる要因となっている。結果年末にかけての在庫不足、年始の船積み集中による代理店の資金負担増等を招いている。	継続	・製造年による輸入規制の緩和。	・税関関連法

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	外貨借入規制	・外貨収入(※)があるトルコ居住者は国内外金融機関から外貨借入が一定範囲内で可能であるが、外貨収入がない場合は外貨借入が原則禁止。一方、仮に現地通貨を借り入れる場合は、昨今の政策金利大幅引き上げにより市中金利45%超であり、資金調達が困難な状況。 (※) 外貨収入の定義は、輸出に伴い獲得した外貨収入であり、トルコ国内取引により得た外貨収入は含まれない。	継続	・外貨借入規制の撤廃。	・為替管理関連法
2	日機輸	為替規定の運用の不明確	・トルコ中央銀行（TCMB）より新規定が次々と発信されるが、詳細運用についての情報が不足して実務的な対応が難しい。	継続	・新制度についての情報集と早期対応。	・ Press Releases from TCMB
3	日機輸	銀行貸出規制	・2022年来、中銀による国内貸付、外貨買付に係る規制が頻繁に発効あるいは改正され、且つ即日発効の場合もあり、資金繰りに甚大な影響を及ぼす可能性がある。	継続	・中銀による現行の貸出規制の撤廃。 ・また、規制発行時における猶予期間の設定。	・ CBRT Regulations
4	日機輸	国内外貨決済の不可	・2022年4月の通貨価値保護法の改正により、国内企業への物品販売代金の回収を外貨ではなくトルコリラで行わなければならない、輸入商品販売において為替変動リスクを負わざるを得ない状況が継続している。	継続	・通貨価値保護法を再度改正し、国内外貨建て決済の実施を可能とする。	・通貨価値保護法
5	日機輸	国内外貨決済の不可	・国内外貨決済が禁止され、更に外貨への両替手数料が上昇し、採算に深刻な影響を受けており、取引継続の見直しにもつながりかねない状況。	新規	・通貨価値保護法を再度改正し、国内外貨建て決済の実施を可能とする。 ・応急処置として、外貨への両替手数料をゼロにする。	・通貨価値保護法
5. 税制						
1	日機輸	RUSF課税	・RUSF（Resource Utilization Support Fund：トルコ語ではKKDF、日本語では財源使用税）は、トルコの居住者が銀行から資金を借入れる際、あるいは、商品を現金前払い決済以外の方法で輸入する際に、所定のレートにより計算された金額が課税されるトルコ独自の制度。海外メーカーから商品（トラック）を仕入れる際に延払条件を受けているが、RUSF制度の存在により、輸入通関迄にメーカーへの返済を余儀なくされており、資金繰りに影響を及ぼしている。	継続	・RUSF制度自体の撤廃。或いは特定品目(トラック)に対するRUSF適用税率の6%から0%への変更。	・税関関連法
2	日機輸	RUSF課税	・輸入品代金は通関時に支払い済みの証明を提出しなければ、関税とは別に輸入申告額の6%相当額のRUSF（Resource Utilization Support Fund＝財源使用税）を追加で支払う必要がある。RUSFの支払いを避けるためには、輸入時の即時の代金支払いができるよう、地場銀行からの借入により資金を追加で手当する必要があるため、資金効率と利益率が著しく低下する。	継続	・RUSFを撤廃していただきたい。	・ KKDF (Resource Utility Support Fund) ・ 官報2011.10.13付28083号 ・ Decision No: 2011/2304
3	日機輸	RUSF課税	・非居住者から居住者への融資に対しRUSF（Resource Utilization Support Fund＝財源使用税）がかかるため、グループ全体の資金効率が低下する。	継続	・RUSFを撤廃していただきたい。	・ KKDF (Resource Utility Support Fund) ・ 官報2011.10.13付28083号 ・ Decision No:2011/2304

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4	日機輸	デジタル課税の拙速な導入、新しい課税の仕組みの不統一・未整備	・ OECDをはじめ、BEPSプロジェクト参加国の間で、電子経済における新たな課税措置の導入が検討され、2021年に経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意に至ったところだが、デジタル事業への新たな課税措置を独自に導入しようとする、または既に導入を決定した国・地域があり、その多くは売上に対する課税で、法人所得税から控除できないもの。各国で独自に課税を行うことにより、クロスボーダーで事業を行う納税者にとっては二重（または多重）課税となりがねない複雑な課税に繋がることが懸念される。 それに対して、BEPS2.0プロジェクトに関する合意における第1の柱の対象は、全世界の売上高が200億ユーロを超え、かつ税引前利益率が10%を超える多国籍企業（資源採取産業と規制対象の金融サービス業は適用除外）であり、対象となる多国籍企業においては、収入の10%を超過する利益として定義される残余利益の25%が、ネクスス（課税の根拠となる結びつき）のある市場国・地域へ配分されることになっている。	継続	・ 既にデジタル課税を導入している国・地域は今回の合意を受けて制度を廃止していただきたい。 ・ 今後予定される各種条約、ガイダンスの公表と併せ、事業会社の意見を吸い上げるコンサルテーション他、意見表明の機会をしっかりと確保し、限られた準備期間においても実務的にも対応可能な制度設計としていただきたい。	・ BEPS2.0プロジェクト ・ Law 7194
6. 雇用						
1	日機輸	現地人雇用義務	・ 工期6か月以上の機器+据付指導員派遣(S/V)は、P/Eの対象となるが、P/E設立の為には、外国人(=S/V)1名の雇用に対して5人のトルコ人を雇用する必要があり、現地に製造拠点を設けない（＝トルコ人を多く雇用できない）本邦企業にとって契約履行の妨げになっている。	継続	・ 1：5ルールの撤廃。	・ トルコ労働省：2011年8月2日付「労働許可証4817番の運用に関する通達」
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	Assemble Visaの短い有効期間	・ S/V派遣にはAssemble Visa（入国より1年間の間に3か月有効）の取得が必要だが、3か月以上の期間延長が不可のため、据付期間が3か月以上に渡る場合、S/Vの変更が必要となり無駄な手間とコストがかかる。	継続	・ Assemble VISAの期間延長。	・ トルコ労働省：2011年8月2日付「労働許可証4817番の運用に関する通達」
2	日機輸	社会保障協定の未締結	・ 社会保障協定が締結されていないため、駐在員の社会保障費は日本と駐在諸国の2重に支払う必要があるため、日系企業の負担となっている。	変更	・ 社会保障協定の締結に向け、交渉妥結をお願いしたい。	・ International Social Security Agreement
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	時計協	環境法規制の乱立	・ 環境法規制については、各国が独自の規制および義務を展開しており、グローバル対応が非常に難しい。実効性のない規制が多い。	継続	・ 法規制のグローバル統一化。	・ 環境法規制

2026 年版
各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

2026 年 9 月

連絡先： 日本機械輸出組合
通商政策グループ 浅田、和田、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail tohshi@jmcti.or.jp

<https://www.jmcti.org/>

<https://www.jmcti.org/mondai/top.html>（貿易・投資円滑化ビジネス協議会）

禁無断転載